



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

「第 9 回定時株主総会」付議事項に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会の報告事項及び付議事項について、平成 29 年 6 月 29 日開催の取締役会にて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第 9 回定時株主総会の報告事項及び付議事項

(1) 報告事項

第 9 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで）事業報告及び計算書類報告の件

(2) 付議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 剰余金の配当の件

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件

2. 各議案の概要

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の多様な事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加いたします。事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第 2 条(目的)の変更をいたします。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. ～12. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>13. (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章～第7章</p> <p>第6条～第44条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p><u>13. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p><u>14. 通貨の売買並びに両替、その媒介並びに取次ぎおよび代理業務</u></p> <p><u>15. 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨および金融商品の売買並びに売買取引の受託、取次ぎ業務</u></p> <p><u>16. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介、斡旋、それに付随する保証業務</u></p> <p><u>17. 家賃保証および回収に関する業務</u></p> <p><u>18. 不動産取引に関する保証および債務買取を含めた信用供与</u></p> <p><u>19. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></p> <p><u>20. 前号のほか、金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</u></p> <p>21. (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章～第7章</p> <p>第6条～第44条 (現行どおり)</p>

(注) 本日別途開示いたします「定款の一部変更に関するお知らせ」にも記載しております。

第2号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、第9期の期末配当を、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は107,035,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年7月31日といたしたいと存じます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について、適任であると判断しております。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

氏名	新役職	現役職
鈴江 崇文	代表取締役社長	同 左
尾崎 昌宏	取締役 管理本部長	同 左
佐伯 卓彦	取締役 事業本部長兼エナジー事業部部長	同 左

- (注) 1. 鈴江崇文氏は、当社の経営を支配する者であります。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上